**2006 年 11 月 20 日（第 5 版）
*2006 年 4 月 5 日（第 4 版）

承認番号 :21800BZX10108000

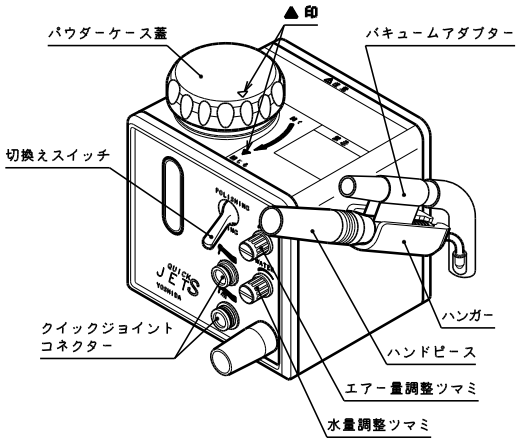
機械器具 62 歯科用切削器
管理医療機器 能動型機器接続歯面清掃用器具 JMDN 70707022

クイックジェットS

【警告】
①幼児・子供の診療時以外、彼らを本製品へ絶対に近づけないこと。
*②パウダーケース蓋を取り付ける際は、パウダーケース蓋の▲印を本体側の閉じる▲印まで合わせて、しっかり締めて使用してください。不完全だとパウダーケース蓋が飛ぶ危険があります。

【禁忌・禁止】
①次の患者には使用しないこと。
・ナトリウム摂取制限を必要とする患者（高ナトリウム血症、浮腫・妊娠中毒症等）。
・重篤な消化器潰瘍のある患者。
・腎臓障害のある患者。
・心機能障害、肺機能障害のある患者。
・低クロル性アルカローシス等電解質失調のある患者。
また、上記以外でも、次の場合には、使用を避けること。
・口腔内に傷や異常が認められる場合。
・口腔内に充血、出血、炎症が認められる場合。
・口腔粘膜が炎症、ただれを起こしやすい患者。
・アレルギー体質の患者
患者の体質により、ごくまれにアレルギー症状や口内炎等を起こす場合があります。症状が認められた場合は、直ちにご使用をおやめください。
②歯肉縁下、根管、抜歯窩等へ噴射しないこと。[気腫などの偶発症を引き起こすおそれがあります。]
③歯肉、粘膜に直接噴射しないこと。[表面に損傷等の偶発症を引き起こす恐れがあります。]
④長時間連続の使用は避けて、患者には随時十分にうがいをさせること。

【形状・構造及び原理等】
1）製品外観図



2）質量
①本体 :1.2kg
②ハンドピース :140g(ホース含む)

3）作動原理
本製品は歯科用ユニットより、圧縮空気および水を供給しパウダーケース内のパウダー（重炭酸ナトリウム）を撹拌させ、水とパウダーの混合スプレーをハンドピースより噴射する機器である。

【使用目的、効能又は効果】
本製品は歯科用ユニットより、圧縮空気および水を供給しパウダー（重炭酸ナトリウム）を撹拌させ、水とパウダーの混合スプレーがハンドピースより噴射され、歯に付着した歯垢や有色着色物を取り除く。

【品目仕様等】
1）使用空気圧 :0.18MPa～0.22MPa
2）使用水圧 :0.1MPa～0.2MPa
3）パウダー吐出量 :1～2（g／分）

【操作方法又は使用方法等】
詳細については、取扱説明書の4. 使用方法の項をご参照ください。
1）切換えスイッチをポリッシングにし、ユニットのフットコントローラーを踏むとパウダーが噴射します。
2）水流量調整ツマミを左に回すと水量が多くなり、右いっぱいに回すと水を止めることができます。
3）エアー流量調整ツマミを左に回すと流量が多くなり、右いっぱいに回すとエアーを止めることができます。
4）使用後は、切換えスイッチをクリーニングにし、ユニットのフットコントローラーを踏んで、ホースおよびノズル内のパウダーを排出してください。

【使用上の注意】
詳細については、取扱説明書をご使用前に必ずお読みください。

1）術後の歯表面は、非常にきれいで、歯表面小皮が取り除かれており、歯表面は自然の着色防止機能が低下しています。術後2～3時間後には、唾液中のタンパク質によって歯表面小皮が再形成されます。術後2～3時間は、喫煙およびお茶、コーヒーなどの着色作用の強い食物は摂取しないように患者に指導してください。
2）飛散したパウダーが口腔内以外の粘膜部分（目、鼻、気管等）に入らないように十分にご注意ください。また、顔面は Q ドレーブあるいはタオルのようなもので保護し、目の中にパウダーが入ることのないようにご注意ください。
3）専用パウダー以外は、使用しないでください。
4）口腔内のパウダーを患者が多量に嚥下することのないようにご注意ください。
5）付属の Q ドレーブをご使用ください。
6）必ず歯科用吸引装置をご使用ください。
7）必ず水を併用してください。

取扱説明書を必ずご参照下さい。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

1） 貯蔵・保管方法

①水のかからない場所に保管すること。

②気圧、温度、湿度、風通し、日光、ほこり塩分、イオウ分などを含んだ空気などにより悪影響の生ずるおそれのない場所に保管すること。

③傾斜、振動、衝撃（運搬時を含む）などに対する安定状態に注意すること。

④化学薬品の保管場所やガスの発生する場所に保管しないこと。

2） 耐用期間

製造の日から、正規の保守点検を行った場合に限り5年間とする。[自己認証（当社データ）による]

【保守・点検に係る事項】

詳細については、付属の取扱説明書5. 保守点検の項をご使前に必ずお読みください。

1）機器及び部品は必ず定期点検を行うこと。

2）暫く使用しなかった機器を再使用するときには、使用前に必ず装置が正常にかつ安全に作動することを確認すること。

***【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】**

製造販売業者 株式会社 吉田製作所 住所 ：〒130－8516 東京都墨田区江東橋1－3－6 TEL ：03－3631－2191（代表） FAX ：03－3633－9427 お問い合わせ先 TEL ：06－6783－2755（大阪工場） FAX ：06－6783－2759（大阪工場） TEL ：03－3635－1686（顧客情報サービス部） FAX ：03－3635－8937（顧客情報サービス部）
製造業者 株式会社 吉田製作所
販売業者 株式会社 ヨシダ 住所 ：〒110－8507 東京都台東区上野7－6－9 TEL ：03－3845－2941（診療機器部） FAX ：03－3845－2948（診療機器部）

文書番号 VV 添02－004d